

# 海外経済要録

## 米州諸国

### ◇米国連邦準備制度理事会、総合インフレ対策に基づく信用規制措置等の撤廃を発表

米国連邦準備制度理事会は7月3日、去る3月14日に発表された総合インフレ対策(4月号「要録」参照)に盛り込まれていた消費者信用に対する特別準備率の撤廃等一連の引締め緩和措置を発表した。

総合インフレ対策に基づく信用規制措置は、すでに5月に一部緩和・撤廃されていた(6月号「要録」参照)が、今次措置によって、ほぼ全面的に撤廃されることとなった。

今次措置の概要は以下のとおり。

1. managed liabilities に対する増加額準備の撤廃  
7月24日以降準備積立停止。
2. 消費者信用に対する特別準備の撤廃(注1)  
7月24日以降準備積立停止。  
(注1) なお、消費者信用抑制策の一環として導入された消費者信用の条件変更予告期間短縮措置(5月号「要録」参照)は、上記準備が撤廃され次第廃止されることになっていたが、経過措置として、9月5日までに発送される返済条件変更予告については適用を認められることとなった。
3. 投信会社等の短期金融市場債券投信(MMMF)に対する特別準備の撤廃  
8月11日以降準備積立停止。
4. 自主的信用抑制措置の段階的緩和(phase out)(注2)  
各種金融機関に対する信用供与ガイドライン(本年末までに貸出残高前年比を+6~+9%以内に収めるよう要請)を漸次緩和する。  
(注2) ただし、同理事会は、「投機的資金の貸出には引続き関心をもち、こうした貸出の動向を監視するような新しい手段が必要かどうか検討中である」旨表明。
5. 大口(1口10万ドル以上)定期預金残高に対する追加準備率(2%)の撤廃(注3)  
7月24日以降準備積立停止。  
(注3) 78年11月のドル防衛策の一環として導入されたもの(53年11月号「要録」参照)。

上記一連の措置につき連邦準備制度理事会は、「最近の経済指標の動向からみて、こうした緊急・特別な措置の必要性はもはやなくなったと考えられるためとられたものである。しかしながら、マネーサプライおよび信用の伸びを抑制するという金融政策の基本目標は不変であ

る」旨コメントしている。

### ◇米国、公定歩合を引下げ

連邦準備制度理事会は7月25日、ニューヨーク連銀等傘下10連銀が公定歩合を11.0%から10.0%に引下げ、28日から実施することを承認した旨発表した(残るボストン、フィラデルフィア両連銀も7月29日に同幅引下げを実施)。

公定歩合の引下げは、5月29日、6月13日に次ぐ今次利下げ局面では3回目の措置。今次措置につき、同理事会では、「公定歩合を短期市場金利ならびに銀行貸出金利の水準に鞏固させるための純粋に技術的な調整」とコメント。

### ◇米国政府、年央予算改訂見通し等を発表

米国政府は7月21日、1980、81年度についての恒例の年央予算改訂見通し等を発表した。主な内容は次のとおり。

#### (1) 80年度予算の実績見込み

80会計年度(79年10月~80年9月)予算の歳入は、景気後退による税収減と石油輸入課徴金制度(34億ドルの歳入増を予定)の不成立(議会で否決)により、5,179億ドルと本年3月の改訂見通し(5,324億ドル)比減少する一方、歳出は、失業率の上昇等を見込んだ社会保障関係費や国防費(燃料費、人件費のアップ等)の支出増加等から5,788億ドルと3月改訂見通し(5,689億ドル)比増額改訂している。この結果、収支赤字幅は609億ドルと3月改訂見通し(同365億ドル)比244億ドル拡大し、過去最高の76年(664億ドルの赤字)に次ぐ規模となった。

#### (2) 81年度予算案の改訂

81会計年度(80年10月~81年9月)予算案については、歳入が、自動車燃料税(58億ドル、現在議会審議中)の成立を見込んでいるものの、景気後退に伴う税収減が響いて6,040億ドルと3月改訂予算案(6,280億ドル)比減少する一方、歳出は失業率見通しの上方改訂に伴う社会保障関係費の増額修正や国防費の支出増等から6,338億ドルと3月改訂予算案(6,115億ドル)比増額改訂されている。この結果、収支じり(黒字)は3月改訂予算案(165億ドルの黒字)に示された黒字化見通しから一転して298億ドルの大幅赤字が見込まれるに至っている。

なお今回改訂見通しでは両年度とも減税を織り込んでいない。

#### (3) こうした予算改訂見通しの前提となった80年、81年

の米国経済見通しを3月改訂見通しと比べると、実質GNP(前年比)については、80年上期の急速な景気後退の進行を勘案し、80年は $\Delta 1.4\%$ (3月改訂見通し $+0.8\%$ )、81年は $+0.3\%$ (同 $+0.4\%$ )と下方修正するとともに、失業率(水準)については、80年(年間平均)を $7.6\%$ (同 $6.7\%$ )、81年を $8.5\%$ (同 $7.3\%$ )とそれぞれ上方改訂している。他方、物価上昇率(CPI、前年同期比)については、80年第4四半期で $+12.0\%$ (3月改訂見通し $+12.8\%$ )、81年第4四半期では $+9.8\%$ (同 $+9.0\%$ )と若干の低下を想定している。

### 米国の1980、81年度予算

(単位・億ドル、カッコ内は3月改訂時の計数)

	1979年度 実績	1980年度 実績見込み	1981年度 予算
歳入	4,659	5,179(5,324)	6,040(6,280)
歳出	4,937	5,788(5,689)	6,338(6,115)
収支じり	$\Delta 277$	$\Delta 609(\Delta 365)$	$\Delta 298(165)$

### 米国の政府経済見通し

(単位・%、カッコ内は3月改訂時の計数)

		1979年 (実績)	1980年 (見通し)	1981年 (見通し)
名目GNP	前年比	+ 11.3	+ 7.9 (+ 10.6)	+ 10.3 (+ 10.1)
	第4四半期の 前年比	+ 9.9	+ 6.7 (+ 10.0)	+ 12.6 (+ 11.4)
実質GNP	前年比	+ 2.3	$\Delta 1.4$ (+ 0.8)	+ 0.3 (+ 0.4)
	第4四半期の 前年比	+ 1.0	$\Delta 3.1$ ( $\Delta 0.4$ )	+ 2.6 (+ 2.2)
GNP デフレーター	前年比	+ 8.8	+ 9.4 (+ 9.8)	+ 10.0 (+ 9.6)
	第4四半期の 前年比	+ 8.9	+ 10.1 (+ 10.4)	+ 9.7 (+ 9.1)
消費者物価	前年比	+ 11.4	+ 13.4 (+ 13.9)	+ 9.7 (+ 9.5)
	第4四半期の 前年比	+ 12.8	+ 12.0 (+ 12.8)	+ 9.8 (+ 9.0)
失業率	年間平均	5.8	7.6 (6.7)	8.5 (7.3)
	第4四半期の 水準	5.9	8.5 (7.2)	8.5 (7.3)

### ◇カーター大統領、自動車産業救済策を発表

カーター大統領は7月8日、デトロイトにおける米国自動車業界首脳、フレイザー全米自動車労組(UAW)会長らと会談において、6項目、総額約10億ドルからなる自動車産業救済策の実施を発表した。その骨子は次のとおり。

- (1) 諸規制の緩和……84年排ガス規制基準、労働者の安全環境基準等諸規制を緩和ないし凍結する(これにより業界は5億ドルの支出削減が可能)。
- (2) 税制面での優遇……財務省では小型・低燃費車の生産設備、施設の償却期間短期化を認める方向で検討する。
- (3) 地域対策……自動車産業不振の影響を受け大量の失業者を出しているミシガン州等特定地域に対し、経済開発局(Economic Development Administration、商務省内)を通じて5千万ドルの資金援助(雇用対策資金等)を行う。
- (4) ディーラーへの援助……中小企業庁(Small Business Administration)を通じ、ディーラーに対し81年新車購入資金として2億から4億ドルの融資保証を実施する。
- (5) ITCの審理促進……国際貿易委員会(ITC)に対し、UAWから提訴されている輸入車規制問題の審理を促進するよう要請する。
- (6) 自動車産業委員会の創設……自動車業界労使および政府による常設の自動車産業委員会(Automobile Industry Committee)を創設する。

### ◇カナダ、銀行法を再び期限延長

カナダ政府は、現行銀行法の有効期限を本年11月30日まで再延長する法案を議会に提出、同法案は7月10日成立した。

今次措置は、本年4月議会に提出された銀行法等の改正法案(注)が下院金融委員会(the Commons Committee on Finance, Trade and Economic Affairs)での審議遅延から早期成立の見通しがたたなくなった一方、現行銀行法は7月12日に期限切れとなるためとられたものである。なお、現行法の延長(過去3回、77年6月、78年3月、79年3月)は今回で4回目。

(注) 本改正法案は、前クラーク政権が79年10月に議会に提出していた銀行法等の改正法案(54年11月「要録」参照)を、一部修正のうえ議会で再提出したもの。

欧州諸国

◇EC農相理事会、1980/81農業年度の農産物価格等を決定

EC農相理事会は5月30日、1980/81年度(注1)の共通農産物価格、MCA(国境調整金)(注2)比率等を決定した。今次決定の概要は以下のとおり。

(注1) ECの農業年度は産物別に異なり、また各年度の開始日は必ずしも毎年固定的でない。

(注2) MCAおよびこれに関連するグリーン・レートについては、51年11月号および54年1月号「要録」参照。

(1) 農産物価格……ECU建て共通農産物価格を平均5%(前年度同1.5%)引上げる。主要農産物の新旧価格は第1表のとおり。

(第1表)

	旧価格 (1979/80年度) ECU/トン	新価格 (1980/81年度) ECU/トン	改定率 (%)	年度初 (実施日)
軟質小麦	201.42	214.01	6.25	8月1日
大 麦	182.89	194.32	〃	〃
ライ麦	192.50	197.31	2.50	〃
とうもろこし	182.89	194.32	6.25	〃
米	382.28	408.56	6.37	9月1日
オリブ油	2,350.40	2,479.70	5.50	11月1日
テーブル・ワイン (最安値品)	2.38	2.51	5.46	12月16日
牛 肉	1,545.80	1,607.60	4.00	6月1日
豚 肉	1,504.46	1,587.21	5.50	11月1日
豆 類	214.80	226.60	5.49	7月1日
油 種	364.10	386.90	6.26	〃
砂 糖	432.60	451.90	4.46	〃
牛 乳	214.00	222.60	4.02	6月1日
バ タ	2,849.70	2,916.00	2.33	〃

(注) 原則として価格は指標価格(prix indicatif)。

(2) MCA(国境調整金)……西ドイツおよびベネルクス三国のMCA(国境補助金)比率を6月1日以降それぞれ、1.0%ポイント、0.2%ポイント引下げる。なお、今次決定後の各国のMCA比率は第2表のとおり。

(第2表)

[プラスは国境補助、マイナスは国境課税]

通 貨	旧比率(%)	新比率(%)
ベルギー・ フラン	牛乳・乳製品 +2.4	牛乳・乳製品 +2.2
ルクセン ブルグ・フラン	その他 +1.9	その他 +1.7
オランダ・ ギルダー		
西ドイツ・ マルク	牛乳・乳製品 +10.8 その他 +9.8	牛乳・乳製品 +9.8 その他 +8.8
デンマーク・ クローネ		0
フランス・ フラン	豚肉、牛肉、牛乳・乳製品 その他	0 -3.7
アイルランド・ ポンド		0
イタリア・ リラ	砂糖、ぶどう糖、穀物、鶏卵、 鶏肉 豚肉 その他	-8.1 -4.3 0
英・ ポンド	穀物、鶏卵、鶏肉 その他	-1.0 +1.7

(注) EC当局はすでにフランス・フラン、イタリア・リラおよび英ポンドの一部農産物に対するグリーン・レートを、当該農産物年度初めに各々、約5%、同8.5%、同5%切下げの旨決定しており(55年1月号および6月号「要録」参照)、その時点でこれら通貨に対する国境課税金は解消される予定。

◇次期EC委員長内定

EC広報部およびルクセンブルグ政府は7月1日、本年末をもって任期満了となるジェンキンスEC委員長(注1)の後任として、加盟各国政府の合意により、トルン現ルクセンブルグ副首相を内定(注2)した旨発表した(正式決定は、ジェンキンス委員長とともに本年末に任期切れとなる他の委員<12名>の後任選出後となる見込み)。

トルン氏の略歴は以下のとおり。

- 1928年 ルクセンブルグ生  
ローザンヌ、パリ大学卒業後弁護士開業
- 1959年 国会議員初当選
- 1959~69年 欧州議会議員
- 1961年 民主党総裁
- 1969~74年 外相
- 1974~79年 首相(この間、外相、文相、経済・中産階級相等を兼任)
- 1975~76年 国連総会議長
- 1979年以降 副首相(外相、貿易・経済相兼任)

(注1) ジェンキンス委員長(英国代表)は、第6代EC委員長として1977年1月に就任し、2期(計4年)にわたって任に当った。

(注2) 「欧州共同体を設立する条約」(いわゆる「ローマ条約」)により、EC委員13名(任期4年、再選可能)は、各加盟国につき2名を超えないことを条件に、各国政府の合意に基づいて選出される。うち、委員長(1名、任期2年、再選可能)および副委員長(2名、任期2年、再選可能)の任命については、各国政府間の合意のみならず、原則として委員会との意見調整を要することとされている。

なお、今次決定後の加盟各国の拠出比率は以下のとおり(79年度は実績、80年度・81年度は西ドイツ政府の概算)。

	(単位:百万EUA -は純拠出、+は純受益)		
	79年度	80年度	81年度
ベルギー	+395	+427	+523
デンマーク	+380	+406	+546
西ドイツ	-1,430	-1,725	-1,978
フランス	-78	-365	-355
アイルランド	+545	+545	+689
イタリア	+534	+684	+645
ルクセンブルグ	+215	+284	+317
オランダ	+288	+380	+493
英国	-849	-623	-783

◇欧州議会、1980年度予算案を可決

1. 欧州議会は7月9日、1980年度(80年1~12月)予算案を可決した。同予算案の概要は以下のとおり。

なお、今次予算案は、5月30日に決定した1980/81年度農産物価格引上げ(平均5%、「要録」別項参照)および英国の予算負担削減(注)を織り込んだ内容となっている。

(単位:百万EUA)

	※		80年度 当初予算	同左
	79年度 当初予算	前年度当 初予算比 (%)		
歳出総額 (権限ベース)	13,859	12.1	17,319	25.0
うち				
農業政策 関係費	10,070	10.3	11,996	19.1
エネルギー・ 産業政策 関係費	516	74.8	443	△14.1
社会対策 関係費 (雇用対策等)	748	33.8	933	24.7
地域対策 関係費	390	△25.7	1,365	3.5倍
発展途上国 援助関係費	565	48.3	804	42.3

※ 委員会発表の未修正ベース。

(注) EC予算は、加盟各国の関税収入と農産物輸入課税金の全額、および付加価値税収の1%以下(79年度0.75%、80年度0.78%)によって賄われるが、EC域外からの輸入の比率が高くEC依存度の低い英国にとっては相対的に負担感が重いものとなっている。一方歳出面をみると農業関連支出がうち約7割を占めているが、英国は農業人口が少なく、また農業の合理化も進んでいるため、これから受ける恩恵は比較的少ない。こうした状況下、英国では昨年11月にダブリンで開催されたEC首脳会議以降、EC予算への拠出額の軽減を強硬に主張してきた。このためEC外相理事会は本年5月30日、英国の予算負担軽減問題に関し、以下の決定を下した(当時80年度予算案が未成立であったため、数字はすべて概算)。

- ① 80年度の英国の純拠出額(拠出額から補助金等各種受益額を差し引いたもの)を1,784百万EUAから609百万EUAに縮小する。
- ② 81年度の英国の同拠出額を予想される2,140百万EUAから730百万EUAに縮小する。

2. ECの80年度予算案は、昨年12月、地域・社会対策等関係支出の増額等を要求する欧州議会によって否決され、その後、英国のEC予算負担削減問題も加わって紛糾したまま80年度を迎えていた(注)が、本年5月30日に至って英国の予算負担削減問題が解決をみたことから、EC委員会は6月に入り、新予算案を欧州議会に提出したものである。

(注) 新年度に入っても当該年度の予算案が成立していない場合、委員会は毎月、前年度予算総額の12分の1を超えない範囲で予算を臨時執行し得る(「ローマ条約」第204条)。

◇ブンデスバンク、債券の売戻し条件付買オペを実施

1. ブンデスバンクは、7月24日の定例中央銀行理事会で本年第4回目のロンバート貸付適格債券の売戻し条件付買オペの実施を決定した(前回措置については7月号「要録」参照)。

本措置の実施要領は以下のとおり。

- (1) 対象金融機関……手形再割引対象金融機関
- (2) 対象債券……証券所取引の認められている中期債(連邦、州、連邦郵便の発行にかかもの)
- (3) 期間……25日
- (4) 買入日……8月1日
- (5) 買入価格……買入日前日の取引所取引公示価格ないし取引所取引価格
- (6) 買入金利……9.2%
- (7) 買入額……54億マルク

2. 今回の措置は、国内景気のスローダウンを背景の一部に公定歩合引下げ期待感が高まりつつある状況の下で決定されたものであるが、本措置についてペール総裁は、28日の記者会見で次のとおりコメントしている。

「今回の措置は、公定歩合・ロンバート操作に比べ機動性が高いオペレーションによって慎重に流動性を供給するものである。

本措置をめぐる一般の議論をみると、公定歩合政策にあまりにも過大な期待がかけられ、中央銀行の政策

の意味が必ずしも十分には理解されていない、との印象を受けた。中央銀行の政策の主目的は、あくまでも通貨量をコントロールすることにより経済の情勢変化に間断なく政策を適応させ、通貨に対する信認とそれを通じて経済成長を確保することである。

このところこれまでの政策効果が浸透し、経済全体の正常化が始まりつつあることは事実である。中央銀行通貨は目標値の下限近傍で推移しているし、消費者物価も年末には前年比で5%以下となる展望が開けつつある。また経常収支赤字の市場を通ずるファイナンスもまず順調に行われている。

しかしながら、国際収支の改善基調はなお脆弱であり、本年の経常赤字は約250億マルクの巨額に達すると予想される。こうした事情がEMS内でのドイツ・マルクの弱さとなって現れており、現在ドイツ・マルクがドルに次ぐ準備通貨となっている状況下、これに対する信認が揺らぐことによる資本移動の危険は極めて大きい。こうした点をも考え、今回の中央銀行理事会ではまた政策転換に踏み切る理由はないと判断した。」

3. 本措置に対する反響をみると、労働組合、政界の一部には、「今回の決定は臆病すぎ」（労働総同盟）、「ブンデスバンクは景気動向の変化に柔軟に対応すべきであり、もはや金融政策をブンデスバンクの専管事項とすべきではない」（ユングハウス、与党SPD経済政策委員会委員長）として強く反発する声も聞かれるが、産業界では、「インフレ抑制が目下の最優先課題であるべきであり、今次措置は現在の景気情勢からみて妥当なもの」（産業連盟）としている。また金融界でも「従来の引締め方針を堅持しつつ流動性緩和措置をとったのは、金融、資本両市場の状況からみても正しい」（銀行協会、貯蓄金庫協会）と評価している。

なお、今回の買オペに際しレートがロンバート・レート(9.5%)を下回る9.2%に設定されたこと等をながめ市場筋の一部では、「隠れたるロンバート・レートの引下げである」との受け止め方もみられる。

#### ◇フランス、市場介入金利および市中銀行短期貸出基準金利を引下げ

1. フランス銀行は、6月以降市場介入金利を3回にわたり各0.25%ずつ引下げてきたが、8月1日にはさらに0.5%(12→11.5%)の引下げを実施。一方、市中銀行もこれらの動きに一部追随したかたちで市中貸出基準金利(le taux de base bancaire)を3ヵ月ぶりに0.25%引下げた(13→12.75%、即日実施、前回は5月2日に0.25%引

下げ)。

2. 今次市場介入金利引下げ措置につき市場筋では、このところEMS内の最強通貨であるフランス・フランと他のEMS通貨、なかんずくドイツ・マルクとの相場の乖離圧力が強まっている状況下、この安定を図るべく金利面から支援措置が打出されたもの」との受け止め方がされている。この間市中貸出基準金利の引下げが小幅にとどめられた背景としては、「インフレがなお完全には鎮静化し切っていない状況下、引続き厳しい量的貸出規制実施が見込まれることや米国金利の先行きも今一つ確たる見通しがつかないこと」等が指摘されている。

#### ◇英国、雇用法案を可決

英国議会は7月29日、労働組合の権限縮小を目的とする「雇用法案」(Employment Bill)を可決した。なお、8月1日には女王の裁可(Royal Assent)を経て正式に発効した。同法案の可決に至るまでの経緯および骨子は次のとおり。

##### (1) 可決に至るまでの経緯

従来から保守党(サッチャー党首)は、英国経済の安定的な成長を阻害してしている大きな要因の一つに、組合員全体の意志を反映しているとは言い難い労働組合の独走的な行動があると主張、昨年5月の総選挙に際しては労働組合の権限縮小(注)を重要政策課題として公約していた。

(注) ①第二次争議行為(secondary picketing—労働争議当事者の就業場所以外におけるピケ等)の禁止、②closed shop制(ある事業所で特定の労組に所属する労働者を雇用し、その組合員以外は雇用しない等)の緩和、③ストライキ開始の決定など重要事項に関する無記名秘密投票制度の採用、等。

その後サッチャー内閣は本年1月、上記公約を具体化した「雇用法案」を議会に提出したが、労働党がこれに強硬に反対、他方、保守党内部では右派がclosed shop制の全面禁止、秘密投票の完全義務付け等の厳しい措置を主張するなど当初から審議はかなり紛糾の様相を呈していた。しかし、その後保守党内穏健派のプライヤー雇用相らが、同右派を説得する一方、政府も労働党側の強い反発を配慮して同法案の内容を比較的穏健なものに修正したことからようやく可決にこぎつけるに至ったものである。

##### (2) 雇用法案の骨子

① 第二次争議行為の禁止……合法的なピケ行為を従業員がその就業場所において行うピケのみに限定し、第二次争議行為は禁止する。

② closed shop制の濫用防止……すでにclosed shop

制を採用している事業所において、労働組合からの除名により解雇されるに至った従業員は、同労働組合に対し、1万7千ポンドを限度とする損害賠償訴訟を起こすことができる。また、新設事業所が closed shop 制を採用する場合には、従業員の80%以上の賛成を要する。

- ③ 無記名秘密投票制度の採用と同投票に係る経費の公約負担……労働組合は、組合員が要求する場合には無記名秘密投票を行わなければならない。この場合、投票場所は雇用者が提供し、また経費は政府が負担するものとする。

#### ◇オランダ、公定歩合を引下げ

1. オランダ銀行は7月18日、基準割引歩合を0.5%引下げて9.5%とし、21日から実施する旨発表した(担保貸付歩合<10.5→10.0%>、約束手形割引歩合<11.0→10.5%>もそれぞれ0.5%引下げ)。なお、前回の公定歩合変更は6月23日の0.5%引下げ(7月号「要録」参照)。
2. 本措置に関しオランダ銀行では、「先月23日、他の欧州諸国に先駆けたかたちで公定歩合を0.5%引下げたが、その後も産油国等を中心にギルダー債等に対する投資意欲が引続き根強いことなどから、オランダ・ギルダーはむしろ強調裡に推移している(注)。このため、国内景気面等への配慮からここで公定歩合をさらに0.5%引下げることが可能と判断した」とコメントしている。

(注) オランダ・ギルダー相場(対マルク)の推移

		＜1マルク当りギルダー＞				
80/4月末	5月末	6月末	7/4	7/9	7/17	
1.1032	1.0986	1.0961	1.0946	1.0947	1.0946	

#### ◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は7月30日、公定歩合を1%引下げて12%とし、翌31日以降実施する旨決定した。同行の公定歩合引下げは、6月26日(14→13%、7月号「要録」参照)に続く今次局面で2回目の措置。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

- (1) 再割引歩合(公定歩合)……………12(13)
- (2) 債券担保貸付金利
  - 貸付限度わく内の貸付適用金利……………12(13)
  - 同限度わく外の高率適用金利……………13(14)
2. 今次公定歩合引下げ措置につきベルギー中央銀行では、「前回に続き、昨年5月来ベルギー・フラン売圧力に対処するために緊急避難的に実施してきた金利引上げ措置(80年3月に既往最高水準<14%>に達するまで計8%ポイント引上げ)を一部解除し、最近の国内景況悪

化に対処したものである。今次決定の背景としては、物価・為替面の安定が持続していること、および内外金利が引続き低下傾向にあることが挙げられる」とコメントしている。

## アジアおよび大洋州諸国

#### ◇香港、預貸金金利を引下げ

香港の英系主力2行(香港上海、チャータード)は、米国等海外金利の低下に追随するかたちで6月23日と7月28日の2回にわたり、貸出プライム・レートをそれぞれ1%および2%引下げた。この結果同レートは5月26日に引下げに転じて以来、4回にわたって累計6%引下げられその水準は10%となった。

この間、為替銀行協会(Exchange Banks' Association)は、預金金利をプライム・レートと同様6月23日、7月28日に引下げたが、その下げ幅については前者はプライム・レートにフルスライドして1%であったのに対して、後者の場合には資金吸収面への悪影響を考慮して0.5~1.5%の引下げにとどめられた。

	6月2日	6月23日	7月28日
貸出プライム・レート	13.0	→ 12.0	→ 10.0
普通預金	7.5	→ 6.5	→ 5.0
通知預金	7.5	→ 6.5	→ 5.0
定期預金			
3か月もの	7.5	→ 6.5	→ 6.0
6か月もの	9.0	→ 8.0	→ 7.0
12か月もの	10.0	→ 9.0	→ 8.0

#### ◇タイ、1981年度予算案を発表

タイ政府は7月19日、1981年度(80年10月~81年9月)予算案を発表した。それによると予算規模は、増税による租税収入の大幅な増加を見込んで、1,400億バーツ、前年度比+28.4%と大きく膨んでおり、特に歳出面では経済開発費に重点的に配分されているのが特徴。本予算の発表にあたりプレム首相は、昨年来のインフレ高進の下で都市部と農村部との間の所得格差が著しく拡大している状況にかんがみ、都市部を中心とした高額所得者に対する増税を実施する一方で、これを農村部に集中的に投資することによって両者の所得格差の是正を図ることに本予算の主眼が置かれておりと説明している。新年度予算案の概要は次のとおり。

- (1) 歳出は、最もウエイトの大きい経済開発費が農業開発の促進や農村地域雇用対策の充実を主眼に前年度比

## タイの1981年度予算案

(単位・百万バーツ)

		1980年度 (当初算 予)	1981年度	前年度比
歳 入	租税等政府経常収入	87,000	120,000	37.9%
	借入	17,500	16,000	△ 8.6
	国庫準備金取崩し	4,500	4,000	△ 11.1
	計	109,000	140,000	28.4
歳 出	経済開発費	22,916	32,189	40.5
	教育費	22,586	27,944	23.7
	社会厚生関係費	12,266	15,121	23.3
	国防費	22,271	27,708	24.4
	治安維持費	6,047	7,272	20.3
	一般行政費	3,512	4,747	35.2
	借入金返済	12,378	17,531	41.6
	その他	7,024	7,488	6.6
計	109,000	140,000	28.4	

+40.5%と著しい伸びを示しているほか、一般行政費(同+35.2%、公務員ベア率の大幅引上げが主因)の伸びも目立っている。この間、これまでの内外債務残高累増の影響から借入金返済額が前年度比+41.6%の著伸を示し(予算に占めるシェア12.5%<前年度、同11.4%>)、引続き大きな財政負担となっている。

(2) これに対し歳入面では、租税等政府経常収入が個人所得税、法人税等の増税(7月号「要録」参照)から前年度比+37.9%の大幅な増加が見込まれており、この結果、中央銀行および民間金融機関等からの借入金は同△8.6%とむしろ圧縮されている。

## ◇タイ、わが国から第7次円借款導入

わが国の対タイ第7次円借款に関する交渉がまとまり、7月29日、両国政府間で交換公文に調印が行われた。本借款の主な内容は次のとおり。

金額 500億円(海外経済協力基金を通じ供与)

償還期間 30年(うち据置期間10年)

金利 年3.0%

対象プロジェクト バンコック国際空港第二次拡張計画(158億円)、農業道路整備計画(82億円)、北部三県配電網改良計画(58億円)、小規模灌漑整備計画(49億円)その他

本借款は昭和54年度分であり、タイの内閣改造(2月)および各省間の調整難航等から交渉が遅れていたもの。

なお、これにより対タイ円借款は第1次(昭和44年度)以来、合計2,591億40百万円となる。

## ◇タイ、3.1億ドルのシンジケート・ローンを取入れ

タイ政府は8月8日、国際シンジケート団との間で総額3.1億ドルにのぼる大型シンジケート・ローンの借入契約に調印した。借入条件等は次のとおり。

金額 3.1億ドル

償還期間 8年(うち4年据置き)

金利 LIBOR+¾%

借入先 Bank of America, Lloyds Bank International 等38行、うち邦銀関係は、東京銀行、三井銀行、日本興業銀行、日本債券信用銀行、Mitsui Trust Finance(H.K.)、Kin Cheng Tokyo Finance, Australia-Japan International Finance の7行。

この調達資金は、石油開発公社、地域電力公社等6公社の資金に振り向けられる。

なお、借入先として、地元からバンコック銀行がこの種の国際シンジケート・ローンに初めて参加している。

## ◇第2回日本・インドネシア合同経済委員会の開催

「日本・インドネシア合同経済委員会<sup>(注)</sup>」の第2回会合が7月15、16日の両日東京で開催された。

(注) わが国とインドネシアの民間ベースでの相互理解を深めるために日本の経団連とインドネシア商工会議所との間で昭和53年12月結成されたもので、今回会合は昨年3月に続く第2回目。今回会合の日本側代表団は橋本栄一団長(三井物産会長)以下140名、インドネシア側はタヒヤ商工会議所副会頭等40人が出席。

本会合では、インドネシア側が、①同国の非石油製品輸出振興に対する日本商社の協力、②従来大規模鉱業プロジェクトに偏っていた日本からの投資の原材料加工等中小企業分野への拡大等につき要望した。これに対し、日本側は、インドネシアへの投資に対する保証措置、合弁事業のインドネシア国内での資金調達の容易化等投資環境整備についての政府への働きかけを要望した。最後に共同声明が採択され、インドネシアの中小企業育成のため日本人専門家のインドネシア派遣を日本政府に要請することなどが合意された。

## ◇フィリピン、1981年度予算案を発表

フィリピン政府は7月29日、1981年度(81年1月～12月)予算案を発表し、国会に提出した。これによると、歳出規模は経済開発費を中心に548億ペソ、前年度比+37.7%と大回な増額が行われており、またその財源を引続き借入金に大きく依存するなど、積極赤字予算となっているのが特徴。本予算案の発表にあたりマルコス大統領は、第2次石油危機以降の同国におけるインフレ、景気後退、国際収支難というトリレンマの同時的解決を

## フィリピンの1981年度予算案

(単位・億ペソ)

		1980年度 (当初予算)	1981年度	前年度比
歳 入	租税等経常収入	317	453	42.9%
	借入金	81	97	19.8
	うち国内	37	49	32.4
	対外	44	48	9.1
	計	398	550	38.2
歳 出	経済開発費	155	255	64.5
	社会開発費	110	131	19.1
	一般行政費	92	108	17.4
	国防費	41	54	31.7
	計	398	548	37.7
差引余剰		—	2	—

主眼にして、エネルギー自給を高めるための地熱発電の積極的利用、農業・工業の振興促進、物価安定のための政府補助金の拡充等に特に重点を置いて編成したと説明している。なお、来年度の経済見通しについては、こうした政府支出の拡大をテコにして、本年度(6%程度)よりも幾分高い6.5%の成長率を目標として掲げている。同予算案の概要は次のとおり。

- (1) 歳出面では、経済開発費が地熱発電所の増設、米・肥料等基礎資材に対する補助金の増額、住宅建設の促進等により前年度比+64.5%と著しい伸びを示しているのが目立つほか、国防費もかなりの伸び(前年度比+31.7%)となっている。
- (2) 一方歳入面では、租税等経常収入が木材伐採税、鉱物採掘権に対する課税、酒税等の新設により前年度比+42.9%の大幅な増加を見込んでいる一方、借入金(前年度比+19.8%)の依存度(歳出に対する比率17.6%)も前年度(20.3%)に引続き高水準に達している。

## ◇インド、1980年度予算案を発表

インド政府は6月18日、1980年度(80年4月~81年3月)予算案を発表し、議会に提出した。今回の予算案は、本年1月に成立したガンジー新政権が政策立案上の時間不足を理由に取りあえず実施していた暫定予算にかえて策定されたもの。本予算案の発表にあたりベンカタラマン蔵相は、最近のインフレ高進(本年1~3月の消費者物価の前年比上昇率は+12.1%と5年ぶりに2けた台の上昇を記録)にかんがみ物価安定を最重要の政策課題とし、金融面での引締め政策(7/1公定歩合引上げ9.0→

## インドの80年度予算案

(単位・億ルピー)

		1979年度 (実績)	1980年度	前年度比	
歳 入	租税収入	1,162.5	1,232.2	6.0%	
	州政府への還付	(←) 340.6	(←) 359.9	5.7	
	税外収入	295.8	341.0	15.3	
	計	1,117.7	1,213.3	8.6	
	資本勘定	州政府等貸付金の回収	158.4	183.2	15.7
歳 出	国債	196.1	250.0	27.5	
	外債	53.1	80.0	50.7	
	IMF借入	—	54.0	皆増	
	その他とも計	544.7	769.4	41.3	
	合計	1,662.4	1,982.7	19.3	
歳 出	経常勘定	一般支出	326.0	384.6	18.0
	防衛費	301.0	327.3	8.7	
	州政府交付金	253.7	285.2	12.4	
	経済開発関係費	244.9	244.9	0	
	その他とも計	1,204.8	1,331.0	10.5	
資本勘定	州政府等への貸付	476.7	515.0	8.0	
	経済開発関係費	209.1	246.6	17.9	
	防衛費	26.3	32.7	24.3	
その他とも計	727.6	815.7	12.1		
合計	1,932.4	2,146.7	11.1		
収支じり(△は赤字)		△ 270.0	△ 164.0		

11.0%)と平仄を合わせて、歳出面の伸びを極力抑制する方向で編成した旨説明している。新年度予算の概要は次のとおり。

- (1) 歳入は、租税収入が個人所得税を中心とした減税(注)実施の影響等から1,232億ルピー、前年度比+6.0%の伸びにとどまるものの、2年ぶりにIMF信託基金からの借入(54億ルピー)を計上すること等によって、全体では1,983億ルピー、同+19.3%の大幅な増加が見込まれている。
- (2) これに対し歳出面では、経済開発関係費の伸びが抑えられた(経常・資本両勘定計で492億ルピー、前年度比+8.4%増)うえ、州政府等への貸付金の抑制もあって、総額2,147億ルピー、前年度比+11.1%の伸びにとどめられている。
- (3) この結果、財政赤字額は、歳入にIMFの借入や国債発行増を計上していることもあって164億ルピーと



既往最高を記録した前年度(270億ルピー)比約半分となっている。

(注) 減税の内容は次のとおり。

- ①個人所得税の課税最低限を1万ルピーから1.2万ルピーへ引上げるとともに、同業進捗税率を最高税率で76%から66%に引下げ、②富裕者を対象にした富裕税の課税最低限を10万ルピーから15万ルピーへ引上げ、③預貯金の非課税限度を3千ルピーから5千ルピーへ引上げ、④ミンシ、マッチ、米、石炭等に對する消費税を撤廃。

◇豪州、本年下期の賃金ガイドラインを発表

豪州連邦労働調停仲裁委員会は7月14日、本年7月から向こう6か月間の賃金引上げ率につき算定基礎となる物価上昇率(79年10月～80年3月中+5.3%)を1.1%下回る4.2%とする旨発表した(15日から実施)。

今回の消費者物価上昇率との乖離幅1.1%は、1975年4月に賃金インデクセーションが導入されて以来最も大きなものとなったが、その算定根拠について同委員会は次のように説明している。

- ① 79年7月および80年1月の場合と同様、輸入石油価格に比べコスト的に割安な国産石油価格に付加される課徴金引上げ(注)に伴う物価上昇分を賃上げ率から控除する(0.6%相当分)。
- ② 79年に労働争議をテコに労働側が賃金ガイドラインを上回る賃上げを獲得する動きが広範化したことに対する代償として、別途この分を賃上げ率から控除する(0.5%相当分)。

(注) 国産原油価格を輸入原油の価格と同一水準に設定し、その水準とコストを基礎に設定された国内原油基準価格との差額を課徴金として国庫に徴収(78年7月から実施)。

今回の決定に対し政府側は、連邦労働調停仲裁委員会が賃金ガイドラインの遵守を徹底させる趣旨からそれを乱すような労働ストに対し厳しい姿勢を示したことを評価しながらも、①石油価格上昇の影響分のうち輸入価格上昇による分が賃上げ率の控除要因として認められなかったこと、②79年10月から実施された医療費の自己負担引上げに伴う物価上昇分が賃上げ率の控除要因に組入れられなかったこと、の2点につき強い不満を表明している。このため、今後は、石油価格上昇や間接税の引上げといった海外ないしは政府への所得移転を伴うインフレ分については裁定賃金引上げの算定基礎から自動的に控除する方式を新たに導入するなど現行インデクセーションを再検討する必要がある旨言明している。

◇ニュージーランド、1980年度予算を発表

ニュージーランド政府は7月3日、1980年度(80年4月～81年3月)予算案を発表、議会に提出した。今次予

算案は、前年度大幅に圧縮された産業開発費等の公共投資の増額から歳出規模が前年度とは様変りに大きく拡大し、この結果財政赤字幅が再び拡大に向っているのが特徴。この点についてマルドーン首相は、同国経済が依然停滞を続け、しかも先進国の景気後退の影響から経済界の先行き不安感が高まっている状況にかんがみ、インフレ抑制にも配慮しつつ財政面からの景気下支えに予算編成の力点を置いた旨説明している。今次予算案の概要は次のとおり。

(1) 予算規模等

歳入は、たばこ、酒類等の販売税や印紙税の引上げによる収増および郵便料金の引上げ等により前年度比+17.5%と高い伸びを見込んでいる。これに対し歳出面では、一般行政費や社会保障費が抑制されている反面、前年度大回りに削減された産業開発費や運輸・通信施設費がかなり増額されているうえ、遠距離通学者への交通費補助の増額等から教育費も大幅に増加しているため、全体では前年度比+18.2%と前年度(同+10.8%)をかなり上回る高い伸びとなっている。この結果、財政赤字幅は1,260百万NZドルと前年度実績(1,027百万NZドル)に比べ再び拡大(前々年度は1,446百万NZドルと既往最大の赤字幅)。

(2) 主な施策

イ. 税制改正

ニュージーランドの1980年度予算案

(単位・百万NZドル)

		1979年度 (実績)	1980年度	前年度比
歳入	税	6,020	7,154	18.8%
	うち 所得 税	4,466	5,400	20.9
	販売 税	624	802	28.5
	関 税	332	349	5.2
	その他とも計	6,560	7,711	17.5
歳出	一般行政費	693	694	0.1
	外交・国防費	452	529	17.0
	教育費	1,009	1,231	22.0
	産業開発費	714	792	10.9
	運輸・通信施設費	265	345	30.2
	社会保障費	2,175	2,443	12.3
	保健・医務費	1,136	1,327	16.8
	償務償還・政府事業費	1,143	1,361	19.1
	その他とも計	7,587	8,971	18.2
収支じり		△1,027	△1,260	—

- 所得税……個人所得税の課税最低限の引上げ(年収 2,600NZドル→同 11,500NZドル)および若年家庭(5歳以下の子供1人以上をもつ家庭)の所得税還付(リベート)対象所得限度額の引上げ(年収 14,040NZドル→同16,000NZドル)等。
  - 間接税……たばこ(15→25%)および加工ワイン(20→40%)の販売税引上げ、家庭用洗剤(10%)および写真用フィルム(40%)に対する販売税新設、国内航空運賃に対する新規課税(5%)等。
  - 公共料金……国内郵便料金(40%)、外国郵便料金(16%)引上げ(いずれも10月1日実施)。
- ロ. 産業振興策等
- 農業……農産物最低価格制度および農業関連設備投資の償却制度の期限延長(82年3月末まで)、農業雇用計画に基づく雇用者への補助金引上げ(1人当たり週40NZドル→50NZドル)および雇用後1年経過したものへのボーナス(500NZドル)支給等。
  - 漁業……漁業関連の設備投資に対する特別控除の期間延長(82年3月末まで)等。
- ハ. 雇用および福祉面
- 雇用……雇用促進計画の強化(従来の総合的計画に加え、新たに①未熟練労働者、②冬期季節労働者、③夏期アルバイト学生、④パートタイマー等各個別の雇用促進計画を策定)等。
  - 福祉……年金インデクセーションの見直し時期の短縮(半年→四半期)等。